

事 務 連 絡  
平成 29 年 10 月 19 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

### 保険薬局の指定等について

先般、「「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」（平成28年3月31日保医発0331第6号）により、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3第1項に規定する保険医療機関との一体的な構造に係る解釈が変更され、平成28年10月1日から適用されることとなったところであり、「保険薬局の指定について」（平成28年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）、「保険薬局の指定等について」（平成28年8月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡）、「保険薬局の指定等について」（平成28年12月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）及び「保険薬局の指定等について」（平成29年4月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において具体例等をお示したところ、取扱いに係る疑義解釈を別添のおりとりまとめたので、保険薬局の指定等に係る業務に当たっての参考とされたい。

(問1) 薬局が保険医療機関から土地又は建物を賃借又は買受けする際、薬局が備える医薬品の決定や在庫等の管理について、当該保険医療機関の合意を得ること等を条件とした契約を結んでいる場合は、「「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」(保医発0331第6号)の(三)のウにおける「職員の勤務体制、医薬品の購入管理、診療報酬の請求事務、患者の一部負担金の徴収に係る経理事務等が特定保険医療機関と明確に区分されていないもの」に該当するのか。

(答) 薬局が備える医薬品の決定や在庫管理については、保険医療機関から独立して行うことが必要であり、これについて保険医療機関の合意を得ること等は、「医薬品の購入管理が特定保険医療機関と明確に区分されていないもの」に該当する。

そのため、薬局が備える医薬品の決定や在庫等の管理について、当該保険医療機関の合意を得ること等を賃借又は買受けの条件としていないか及び医薬品の購入管理が特定の保険医療機関と明確に区分されているかを指定申請の事前相談や指定申請・更新時において適切に確認されたい。